

伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営再委託業務 仕様書

1. 業務委託名

伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営再委託業務

2. 業務の目的

- ①伊根町産農水産品の提供による地産地消の推奨
- ②不足している朝食の提供
- ③地域住民の憩いの場の提供（観光客との交流）

3. 店舗利用ターゲット

観光客（ただし、地域住民が立ち寄りやすい運営を求める。）

4. 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日

5. 業務内容

（1）店舗全体について

- ・上記 2 の目的を達成するため、委託者と連携しながら誠意業務を実施すること。
- ・伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース（以下、「当施設」という。）の意義を正確に把握し、単に利益を追求するだけでなく、伊根町全体への経済的な波及効果を意識して業務を実施すること。

（2）店舗形態について

- ・食のジャンルは問わないが、伊根町産農水産品の素材の魅力を広く提供するための工夫を凝らしたメニューとすること。
- ・ターゲットは観光客であるが、地域住民も気軽に立寄ることができる店舗形態を展開すること。

（3）運営について

- ・朝食及び昼食を提供すること。
- ・朝食の提供時間については、遅くとも 8 時 3 0 分までに開店し、開店後 1 時間 3 0 分以上営業すること。
- ・夕食については提供を求めない。ただし、提案は妨げない。
- ・定休日については、毎週木曜日とする。年末年始の休業は伊根町観光案内所の休業と同様とする。
- ・設定した定休日以外を臨時的に休業する場合は、委託者に連絡し、店舗に貼り紙を掲出す

る、SNS等で発信する等、周知に務めること。(朝食提供のない宿泊施設は、当施設での朝食を想定しているため、宿泊施設に対して連絡する手段を設けること。)

- ・グリストラップについて、定期的な清掃に務めること。
- ・外国人対応について、効果的に対応できる運営方法を求める。
- ・防災について、有事の際に対応できる体制の構築を求める。

(4) 経費負担について

【受託者負担】

- ・当施設水道光熱費
- ・当施設衛生消耗品
- ・当施設通信費
- ・当施設の清掃に係る費用（ハウスクリーニング等）

【委託者《(一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社伊根地域本部》負担】

- ・当施設警備費（夜間機械警備費、繁忙期の警備員派遣費等）
- ・当施設修繕費

※ただし、備付備品、設備、厨房機器の修理は、受託者の負担とする。

備付以外の備品、設備、厨房機器を購入し設置する場合は、委託者に書面で届出た上、承諾後に受託者の負担により購入すること。委託期間終了後は、受託者の負担で撤去すること。また、自然災害によるものを除き、故意または過失によらず内装の修繕は、受託者の負担とする。

※故障及び修繕中の営業補償には応じない。

※上記にない項目については、委託契約候補者の特定後に委託者と調整する。

(5) 報告義務について

- ・毎月10日までに、前月の入込客数及び売上等の業務報告について、様式に沿って委託者に報告すること。(様式は委託契約候補者特定後に提示。)
- ・業務報告書は、所定の電子メールアドレスにメール添付もしくは、現物を持参して報告すること。

(6) 利用料について

- ・変動費用の支払いは月額制とし、翌月20日までに前月分を所定の口座に振り込むこと。
- ・固定費用の支払いは年額制とし、毎年3月20日までに当該年度分を一括して所定の口座に振り込むこと。

6. その他

本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、特定された委託契約候補者と委託者との協議により、仕様書を作成し決定する。

本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。